

## 訓練実施機関の皆様へ

### 求職者支援訓練の認定申請に係る東京支部における取扱いについて —申請を円滑に行っていただくためのサポート内容等のご紹介—

#### 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部 求職者支援第一課

当支部では、東京労働局との調整の下、訓練実施機関の皆様が、求職者支援訓練の認定申請を円滑に行っていただけるよう、次の取扱いを行っております。

つきましては、当支部への認定申請に際しまして、ご参考としていただければ幸いです。

### **1 令和6年度認定定員設定数関係**

前年度と同様、毎月開講日等を設定し、当該開講月の定員数を公開いたします。

また、認定定員数を有効に活用していく観点から、次の取扱いを継続します。

- (1) 同一認定単位期間内において、実績枠に余剰定員が発生した場合、同一の申請区分内の新規枠に振替を行います。
- (2) 同一認定単位期間内において、実践コースのデジタル系のいずれかの分野（「IT」もしくは「WEB（デザイン系）」）で申請がなかった場合、または、余剰が生じた場合、当該余剰定員数を実践コースのデジタル系のもう一方の分野に振り替える場合があります。
- (3) 同一認定単位期間内において、実践コースのデジタル系（「IT」もしくは「WEB（デザイン系）」）、営業・販売・事務分野、医療事務分野及び介護福祉分野の余剰定員が発生した場合、その他分野に振替を行います。

※1：上記の他、認定定員設定数に関する取扱いにつきましては、毎開講月当支部ホームページにて公開をしております「開講スケジュール・定員」の該当の開講月における「認定定員設定数」に注記をしております。

### **2 認定申請説明会等**

- (1) 求職者支援訓練の実績のある訓練実施機関向け  
令和6年度開講コースを対象とした当該説明会につきましては、別途、当支部ホームページにて案内をさせていただきます。
- (2) 新規の訓練実施機関向け  
求職者支援訓練の実施をご検討中の新規の訓練実施機関の方を対象として、認定申請に関する説明会を定期的で開催しております。（説明会後の個別の相談も承っております。）  
開催日程につきましては、別途、当支部ホームページにて案内をさせていただきます。  
その他認定申請に関してご不明な点がある場合は、当支部担当までお問い合わせください。

### **3 認定申請の予約及び予約状況の公開**

当支部への認定申請に際しましては、原則事前予約が必須となっております。（各月の事前予約期間につきましては、HPに掲載している「令和6年度求職者支援訓練実施計画」によりご確認ください）。

また、この予約状況につきましては、原則として、認定申請期間の到来前と当該期間中に、当支部ホームページにて公開しております。

### **4 認定申請受付期間について**

毎月の認定申請受付期間につきましては、10営業日を予定しております。

### **5 重複する実施施設の認定申請**

既に特定の教室（この場合A教室と例えます。）を認定申請（この場合4月申請と例えます。）されており、かつ、A教室の4月申請の認定結果が判明していない場合、以降の認定申請期間のA教室の認定申請（この場合5月申請と例えます。）については、A教室の4月申請の認定結果が判明する前であっても申請を行っていただくことが可能です（当支部では、この場合における5月申請を「重複申請」といっております。）。

つきましては、認定申請期間と認定日の関係上、上記に該当する場合にありましては、重複申請のご活用をご検討ください。

なお、重複申請においては、先に申請を行った訓練コースが認定となった場合、もう一方の訓練コース（4月申請が認定となった場合、5月申請）を取り下げさせていただく必要がございます。

詳しくは、当支部担当までお問い合わせください。

### **6 認定申請書の取り下げの期限**

当支部では、受理させていただいた認定申請書を取り下げる場合の期限を、他の公的職業訓練（委託訓練等）の申請等と併せて求職者支援訓練の認定申請（以下「併願申請」と例えます。）をご検討いただけるよう、認定予定日の前々営業日までとしております。

つきましては、併願申請をされる訓練実施機関におかれましては、当該取扱いを有効活用いただければ幸いです。

なお、併願申請の場合は、あらかじめお申し出をいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先  
求職者支援第一課  
TEL 03-5638-2283